

大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会の設置について

1. 会議体の設置に関する全庁的見直しについて

府の全庁的な方針として、他の地方公共団体等での住民訴訟や住民監査請求（下記※）の状況を踏まえ、規則や要綱で設置している会議体の見直しを実施。

※ 規則や要綱に基づく会議体について、実質的に地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関であるにも関わらず、条例で設置されていないとして違法と判断され、それに伴う委員謝礼等の公金支出についても違法とし、首長に賠償命令を課す事例が出ている。

地方自治法 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2. 新たな審議会の設置について

附属機関として設置することが 適当とされた旧会議体	今後の会議体
<p>大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会 (所管室課 環境管理室環境保全課)</p> <p><目的> 大阪府域の土壌、地下水等の地盤環境を保全し、汚染対策及び地盤沈下対策の推進を図ること</p> <p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原因究明に関すること (2) 浄化対策に関すること (3) 事後監視に関すること (4) その他土壌・地下水汚染対策及び地盤沈下対策のために必要なこと <p><平成 24 年 10 月 31 日付廃止></p>	<p><u>大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会</u> (所管室課 同左)</p> <p><担任する事務> 土壌若しくは地下水の汚染又は地盤沈下の原因の究明又は対策のため必要な事項についての調査審議に関する事務</p> <p><平成 24 年 11 月 1 日付設置></p>